

## ○筑紫野市障害者更生訓練費支給規則

(平成 19 年 2 月 20 日規則第 4 号)

改正 平成 23 年 12 月 27 日規則第 42 号 平成 24 年 3 月 29 日規則第 19 号  
平成 25 年 3 月 28 日規則第 20 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 3 項に基づき、法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所している身体障害者に更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法の例による。

(対象者)

第 3 条 更生訓練費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する身体障害者であって、障害者支援施設において自立訓練、就労移行支援又は旧法施設支援を受けたものとする。

(1) 法第 22 条第 1 項の規定により市長が介護給付費又は訓練等給付費の支給を決定した者であって、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費を除いた額)が 27 万円以下のもの

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項の規定により、福祉事務所長が障害者支援施設に入所させ、又は入所を委託した者であって、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は利用者負担の対象となる収入(更生訓練費を除いた額)が 27 万円以下のもの

(更生訓練費の支給)

第 4 条 更生訓練費の支給を受けようとする者は、更生訓練費支給申請書(様式第 1 号)により、1 月ごとに申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、支給の可否を決定し、更生訓練費支給(不支給)決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(更生訓練費の額)

第 5 条 更生訓練費の額は、別表の障害者支援施設等の区分に応じてそれぞれ定める額とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日からこの規則の施行の日までの間に、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の14及び同法第18条の2の規定に基づき、市長が支給した更生訓練費については、この規則の規定に基づき支給したものとみなす。

附 則(平成23年12月27日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市福祉事務所事務分掌規則、筑紫野市児童福祉関係費用徴収規則、筑紫野市障害者自立支援法施行規則、筑紫野市児童補装具費の利用者負担額の助成に関する規則、筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則、筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則及び筑紫野市障害者更生訓練費支給規則の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成24年3月29日規則第19号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第20号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(1) 訓練のための経費(月額)

区分	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
自立訓練を行う障害者支援施設	6,300円	3,150円
就労移行支援を行う障害者支援施設	3,150円	1,600円

(2) 通所のための経費

区分	日額
自立訓練又は就労移行支援を行う障害者支援施設(施設入所支援を伴うものを除く。)	280円

様式第1号(第4条関係)

更生訓練費支給申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

更生訓練費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]